

垂水市からのお知らせ

「緊急小口資金等の特例貸付」を利用できない方及び
「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を利用した方へ

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金及び再支給のご案内

1 支給対象世帯

①緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
(令和4年1月以降は、以下も対象)
- ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/令和4年8月までに借り終わる世帯(再貸付を申請中・利用中の場合を除く)

②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(初回)の支給が、既に終了した/自立支援金(再支給)の申請月で終了すること

上記の①か②の世帯に該当し、以下のすべてを満たしている場合

■ 収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額
(垂水市の場合 ①+② 1人世帯10万2千円, 2人世帯14万4千円, 3人世帯17万1千円)

■ 資産が、上記①の6倍以下(ただし、100万円以下)

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所か地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額を支給額

※住居確保給付金との併給が可能です

- ・単身世帯/6万円
- ・2人世帯/8万円
- ・3人以上世帯/10万円

支給期間：3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

申請受付は12月31日までとなります。

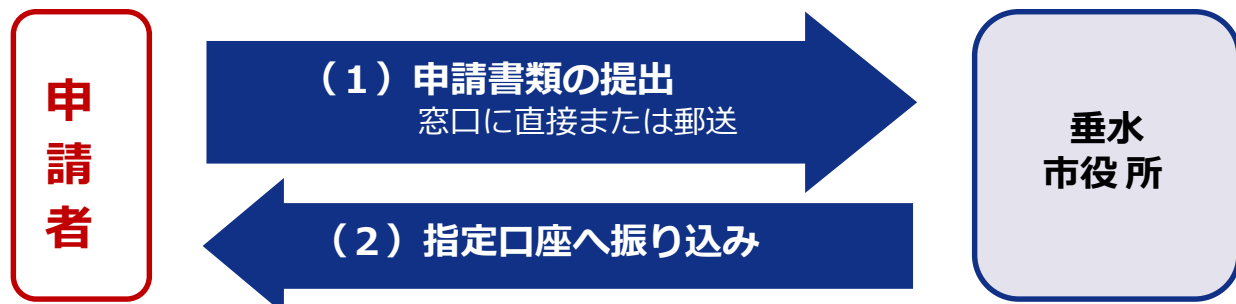
※郵送：12月31日までの消印有効

※申請受付期限が、延長となりました。

▶垂水市役所への申請が必要です。申請方法は、申請窓口
直接または郵送でご提出いただきます。

▶申請書に必要な書類は、本市窓口及び市ホームページで入手可
能となります。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市福祉事務所 福祉課援護係
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金窓口
電話 0994-32-1115 (福祉課直通)
【受付時間】 平日8:30~17:15



**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）な
どをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町
村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連
絡ください。